

## 岡山県キャリア形成訪問指導事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、福祉・介護人材の確保の緊急的な支援を図るため、予算の範囲内において、県内の介護福祉士養成施設等を設置する団体、福祉・介護関係職能団体及びその他知事が適当と認める団体（以下「団体」という。）に対して岡山県キャリア形成訪問指導事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業及び事業内容)

第2条 この補助金は、キャリア形成訪問指導事業（以下「補助事業」という。）を交付の対象とし、補助事業の内容は、別紙「キャリア形成訪問指導事業実施要領」のとおりとする。

### (補助金の額)

第3条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める補助基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに提出しなければならない。

### (交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽易な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、知事に報告してその指示を受けなければならない。

### (申請の取下げ)

第6条 補助金の交付の申請をした者は、規則第8条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた日から起算して30日以内に申請の取り下げをすることができる。

### (変更交付申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第10条の規定により補助事業の内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、変更（廃止又は中止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

### (軽易な変更)

第8条 規則第10条ただし書に規定する知事が別に定める軽易な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の総額の20パーセント以内での、各経費間の変更
- (2) 補助対象経費の総額の20パーセント以内の減額

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（廃止又は中止の承認を受けたときを含む。）は、その完了の日から起算して30日以内、又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第10条 知事は、必要と認めた場合は、補助金を概算払することができる。

- 2 概算払を受けようとする補助事業者は、岡山県財務規則（昭和61年規則第8号）第98条に規定する書類を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の書類の提出があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、概算払を行うものとする。

(関係書類の整備)

第11条 補助事業者は、事業の執行状況及びその収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、当該事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(報告及び検査等)

第12条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員により帳簿その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月21日から施行する。

附 則

- 2 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の事業から適用する。

附 則

- 3 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の事業から適用する。

附 則

- 4 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の事業から適用する。

附 則

- 5 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の事業から適用する。

## 別表

1 区分	2 補助基準額	3 対象経費
キャリア形成訪問指導事業 ① 訪問研修	3, 500 千円	事業の実施に必要な経費 で次に掲げるもの  報酬、給料、職員手当等、 共済費、賃金、報償費、旅費、 需用費(消耗品費、燃料費、 食糧費、印刷製本費)、役務 費(通信運搬費、広告料、手 数料、保険料)、委託料、使 用料及び賃借料
② セミナー研修	1回あたり468千円	

注1 キャリア形成訪問指導事業に係るセミナー研修を養成施設等以外の場所を借り上げて実施する場合、研修1日あたり185千円を加算する。

2 対象経費のうち食糧費は、セミナー講師にかかるもののみとする。

キャリア形成訪問指導事業実施要領

1 事業の目的

別表に定める養成施設等又は学校（以下「養成施設等」という。）の教員及び福祉・介護関係職能団体（以下「職能団体」という。）の会員等が、施設・事業所の現任介護職員等に対して、就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を習得し、適切なキャリアパス、スキルアップを促進するための研修等を行うことにより、福祉・介護人材の安定的な定着を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 実施主体

県内の養成施設等を設置する団体及び職能団体等

(2) 事業内容

養成施設等又は職能団体等が、施設・事業所からの要請に応じ、次に掲げる研修を実施する場合に、費用の一部を助成する。

① 巡回・訪問研修

現任介護職員等を対象とした施設・事業所を巡回・訪問して行う研修

② セミナー研修

現任介護職員等を対象とした福祉・介護に関するセミナー形式の研修

3 その他

(1) 養成施設等及び職能団体等は、要請のあった各施設・事業所のニーズを把握し、必要な講習が実施できるよう努めるものとする。

(2) 受講者の就労年数や職域階層等を勘案し、研修の目的や内容がキャリアパス、スキルアップに重点を置いたものとなるよう適宜日数等を設定すること。

(3) 研修は、巡回・訪問研修は原則として施設・事業所で行い、セミナー研修は施設・事業所以外の研修会場で行うこととする。ただし、訪問・巡回研修は、研修の目的・内容等に応じて、施設・事業所以外の場所（養成施設等）で実施することができるものとし、また、複数の施設・事業所を対象に研修を実施することができるものとする。

(4) 施設・事業所の現任介護職員等が各種研修会に参加するための受講費用等を直接的に給付するなど、単に施設・事業所又は現任介護職員等の負担を軽減する経費は、助成対象としないこと。

(5) 岡山県福祉・介護人材参入促進事業と重複しないこと。

(6) インドネシア及びフィリピンとの経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の受入施設において、当該外国人介護福祉士候補者の介護技術、コミュニケーション能力等の向上のために行う研修も本事業の対象となり得ること。

(7) 巡回・訪問研修を実施する養成施設等及び職能団体等は、受講料として、1施設・事業所当たり3千円を徴収し、事業の収入額とすること。

別表

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定した学校</li><li>・社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき知事が指定した養成施設</li></ul> |
|---|

様式第1号（第4条関係）

番  
年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者職氏名

年度岡山県キャリア形成訪問指導事業費補助金交付申請書

年度において岡山県キャリア形成訪問指導事業費補助金の交付を受けたいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 補助金支出予定額内訳書（別紙3）
- (4) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (5) その他特に必要と認められる書類

様式第2号（第7条関係）

番 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者職氏名

年度岡山県キャリア形成訪問指導事業費補助金  
変更（中止又は廃止）承認申請書

年 月 日付け岡山県指令 第 号で交付決定通知のあった岡山県キャリア形成訪問指導事業費補助金について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第10条の規定により、関係書類を添えてその承認を申請します。

記

1 変更（中止又は廃止）する事業内容

2 変更（中止又は廃止）理由

3 交付を受けようとする補助金の額

既申請額	金	円
変更申請額	金	円
差額	金	円

4 添付書類

- (1) 補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 補助金支出予定額内訳書（別紙3）
- (4) 歳入歳出予算（見込）書抄本
- (5) その他特に必要と認められる書類

(注) (1)から(3)については、変更前（上段括弧書）と変更後との二段書きとすること。

様式第3号（第9条関係）

番 年 月 日

岡山県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者職氏名

年度岡山県キャリア形成訪問指導事業費補助金実績報告書

年 月 日付け岡山県指令 第 号で交付決定通知（及び 年 月 日付け岡山県指令 第 号で変更承認通知）のあった岡山県キャリア形成訪問指導事業費補助金について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第13条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 精算額 金 円

2 添付書類

- (1) 補助金精算額調書（別紙4）
- (2) 事業実績書（別紙5）
- (3) 補助金支出済額内訳書（別紙6）
- (4) 歳入歳出決算（見込）書抄本
- (5) その他特に必要と認められる書類

補助金所要額調書

団体名( )

単位:円

区分	総事業費 A	寄附金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費 支出予定額 D	補助基準額 E	県補助基本額 C、D、Eと比較 して少ない方の 額 F	県補助 所要額 G
キャリア形成訪問指導事業							
①巡回・訪問指導							
②セミナー研修							
合計	0	0	0	0	0	0	0



事業計画書

(団体名： )

事業名：キャリア形成訪問指導事業 (①巡回・訪問指導)

実施日及び時間	派遣先施設・事業所名及び講師氏名	対象者	参加人数	研修等の内容

## 事業計画書

(団体名： )

事業名：キャリア形成訪問指導事業 (②セミナー研修)

研修名、テーマ	実施日時、会場	対象者	参加人数	研修の内容

別紙3

補助金支出予定額内訳書

(団体名： )

事業名：キャリア形成訪問指導事業 (①巡回・訪問指導)

経費区分	支出予定額	積算内訳
	円	
合計		

補助金支出予定額内訳書

(団体名： )

事業名：キャリア形成訪問指導事業 (②セミナー研修)

経費区分	支出予定額	積算内訳
	円	
合計		



事業実績書

(団体名： )

事業名：キャリア形成訪問指導事業 (①巡回・訪問指導)

実施日及び時間	派遣先施設・事業所名及び講師氏名	対象者	参加人数	研修等の内容

(注) 研修資料等、事業実績を証する書類を添付すること。

事業実績書

(団体名： )

事業名：キャリア形成訪問指導事業 (②セミナー研修)

研修名、テーマ	実施日時、会場	対象者	参加人数	研修の内容

(注) 研修資料等、事業実績を証する書類を添付すること。

別紙6

補助金支出済額内訳書

(団体名： )

事業名：キャリア形成訪問指導事業 (①巡回・訪問研修)

経費区分	支出済額	積算内訳
	円	
合計		



別紙6

補助金支出済額内訳書

(団体名： )

事業名：キャリア形成訪問指導事業 (②セミナー研修)

経費区分	支出済額	積算内訳
	円	
合計		